

院内感染防止対策に関する取組事項

1. 院内感染防止対策に関する基本的な考え方

院内感染の防止に留意し、感染症発生の際にはその原因の速やかな特定、制圧、収束を図るため、院内感染対策を全病院従業員が把握し、この指針に則った医療を患者様に提供できるよう取り組みます。

2. 院内感染防止のための委員会、その他の当該病棟の組織に関する基本事項

本院の安全管理・施設内感染防止体制の確保及び推進のため、感染制御チーム(ICT)及び「院内感染対策委員会」を設置します。ICTと委員会は、連携し院内感染防止対策の実務を行います。

3. 院内感染防止対策のための職員研修に関する基本方針

院内感染対策の基本的な考え方及び具体的方策について職員に周知徹底を図ることを目的に、年2回以上全職員を対象に研修会、講習会を行い、必要に応じて随時開催します。

4. 感染症発生状況報告に関する基本事項

院内感染の発生の予防及びまん延の防止を図る為、「検出菌状況」「抗菌剤使用状況」を院内感染対策委員会で報告し、議事録の回覧により病院従業員に周知するほか、必要な場合は紙面情報としてリアルタイムな情報の共有に努めます。

5. 院内感染発生時の対応に関する基本事項

感染対策管理者へ報告するとともに ICT、委員会が連動し、必要に応じて速やかな対策を講じます。かつ感染症法に準じて行政機関へ報告します。

6. 患者さんへの情報提供に関する事項

本取組事項は院内に掲示、患者及びご家族様などからの閲覧の求めがあった場合はこれに応じます。

7. 抗菌薬適正使用に関する事項

抗生剤の適正使用の状況について委員会で協議し、治療効果の向上や副作用、耐性菌の減少に努めます。

8. その他の当院における院内感染防止対策の推進のために必要な基本方針

院内感染対策推進のため、「感染対策マニュアル」を作成し、職員への周知徹底を図るとともに、マニュアルの見直し、改訂を行います。

9. 感染対策における地域との連携

感染対策に関する疑問は感染防止対策加算 I の連携病院(県立あき総合病院・高知医療センター)の ICN または ICD に連絡相談します。また、安芸福祉保健所、中芸広域連合を通じて、地域の医療機関や介護事業所と必要に応じた連携を図ります。